

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。

(第七十三条関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

◎高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（健康保険法の準用）</p> <p>第七十三条 健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について、<u>健康保険法第七十六条の二の規定は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準について、準用する。</u></p>	<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（健康保険法の準用）</p> <p>第七十三条 健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について準用する。</p>